

目次	ページ	主として読んで欲しい項目 学部生 院生
目次	1	
学生投票とは？ 投票方法	3	
候補者のプロフィールと基本姿勢	4	
(1)プロフィール	4	
(2)副学長候補者としての基本姿勢	6	
一橋の自治のあり方	8	
(1)一橋の大学自治	8	
(2)学長・副学長選考への学生参加について	10	
(3)団体交渉・確認書方式について	11	
(4)日の丸・君が代	12	
学生の勉学生活の環境	13	
(1)大学教育について	13	
(2)学内におけるセクハラ問題について	15	
(3)大学院生の研究環境	16	
(4)大学院生の生活環境・就職問題	17	
(5)留学生への支援	19	
学生の自主活動	20	
(1)学生の自主活動の意義	20	
(2)施設・サービス問題について	21	
(3)学園祭に関する諸問題	22	
大学改革について	23	
(1)研究科間における研究環境の不均衡について	23	
(2)法科大学院について	24	
学費・奨学金について	25	
(1)高学費問題について	25	
(2)奨学金について	26	
(3)授業料免除について	27	

	ページ	主として読んで欲しい項目 学部生 院生
その他	28	
(1)高等教育予算	28	
(2)出張費・タクシーチケット不正使用の不祥事について	29	
(3)寮問題	30	
(4) 朝鮮学校出身者の受験資格問題	31	

“主として読んで欲しい項目”は学生投票管理委員会が独自の観点で選んだものです。マークのついている項目や関心のある項目について、各候補者の主張を読みくらべてみてください。

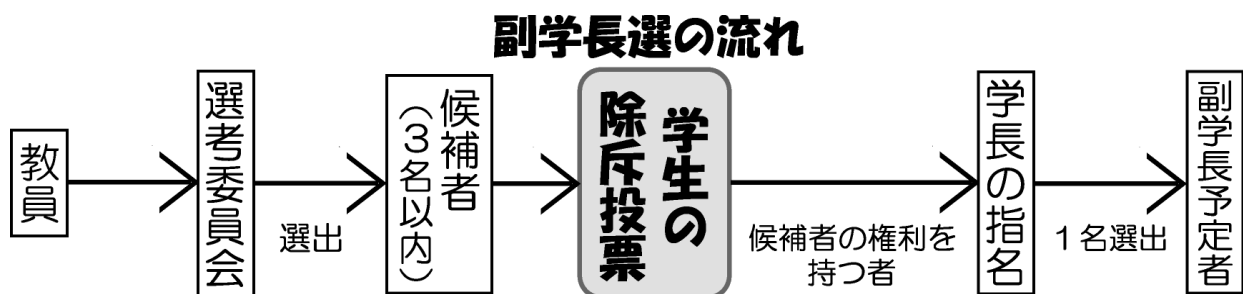


## 学生投票って？

一橋大学には学長・(教育担当)副学長選考学生投票という制度があります。簡単に言うと、大学のリーダーを選ぶ際に、学生の意見を反映させられるというものです。一橋での学生生活の自由を支える制度です。

候補者は教員の中から選ばれますが、候補者を知らない限りどんな考えを持っているかはわかりません。そこで学生自治会では、様々な事項について公式に意見を聞いた『公開質問状と回答』(この冊子)を作成・配布しています。この冊子を読み、各候補者が副学長に適任かどうかを判断してください。

この学生投票で全在籍学生(留学した学生・休学生を含む)の1/2以上の除斥票が集まった候補者は除斥が成立します。現行の制度では、除斥が成立した候補者は自らの判断で候補を辞退することができます。



学長選は4年に一度、(教育担当)副学長選は2年に一度行なわれます。今年は副学長選のみです。学生投票の運営は、学生自治会が設置する“学生投票管理委員会”が、“学生委員会”(大学の常設委員会の一つ)と協力して行います。投票を学生の手で行うのに加え、教員が立ち会うことで、公正さを保っています。

## 投票方法

学生投票では、学生は除斥投票を行うことになっています。この方法は、副学長候補者の中で、不適当だと思った人がいれば投票用紙の記入欄に×印をつけます。×印はいくつつけても構いませんし、1つもつけなくても構いません。

ただし、×印以外のもの、例えば 印など、を投票用紙に書いてしまうと、無効票になってしまうので注意してください。また、候補者全員信任であれば、白票を投じることになります。これでもOKです。

## 候補者のプロフィールと基本姿勢

### (1)プロフィール

- 
- (a) これまでのご自身の経歴について、特に一橋大学で各種委員会等の役職を務めた経験があれば、それも含めて具体的にお答えください。
- (b) 一橋大学の現在に至るまでの歴史について、また今後一橋大学が目指す大学像について、ご自身の思うところを具体的にお書きください。
- 

#### 山内

(a)

1975年 慶應義塾大学商学部卒業

1980年 同大学大学院商学研究科博士課程単位取得の上退学

中京大学商学部、同経済学部専任講師を経て

1991年 一橋大学商学部専任講師

1992年 同助教授

1998年 同教授

2005年 1月～ 同商学研究科長、現職

この間、学内において、前期学務委員、後期学務委員、大学院学務委員、年報編集委員長等歴任。

(b) 一橋大学は国立でありながら、比較的リベラル、在野的な存在として、研究・教育の独立性を保ってきたと思います。その結果、比較的ユニークな学術業績を積み上げ、広く産業界に多様な人材を輩出することができたと考えます。特に、教員の研究姿勢は、伝統に裏打ちされ、一本筋の通ったものです。この伝統は、今後も長く継承されるべきであり、一教員として(外部出身ではありますが)、深く心に刻んで努力する所存であります。

一橋大学はこれまで、優秀な卒業生のおかげで、わが国の経済社会に大きな貢献をしてきました。ただ、絶対的な規模が小さいことから、グローバルな視点では必ずしも国内におけるのと同等のポジションを得ていないように思われます。今後は、小さくても大きな光を放つ研究や教育を今以上に目指し、世界に冠たる研究・教育上の地位を築く努力をすべきだと考えます。

#### 坂内

(a)

1973年 東京外国語大学外国語学部卒業

1979年 一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学、同年社会学部講師

現在は一橋大学大学院言語社会研究科教授。語学研究室室長、言語社会研究科評議員、同研究科長。

(b) 学部、大学院修士課程が他の大学であったので、そこでの体験と比べると、本学は研究・教育の両面においてリベラルな、「官」学とは違う雰囲気と、それにもとづくアカデミズムの伝統があります。その伝統を基礎としながら、自由な学問と教育の場を創出する努力の中から今後の新たな大学像が浮かび上がってくると思います。ただし、その歴史・伝統や気風に安住する傾向が近年強まりつつあるのは

少々残念であると感じています。

**田近**

(a)

1. 学歴

1973年 3月 一橋大学経済学部卒業

1976年 9月 ミネソタ大学大学院経済学部博士課程入学

1981年 6月 同課程修了, 経済学博士号取得

2. 職歴・研究歴

1973年 4月 アジア経済研究所入所

1985年 4月 一橋大学経済学部助教授

1990年 4月 一橋大学経済学部教授

2003年 4月 一橋大学大学院経済学研究科長・経済学部長

2005年 4月 一橋大学国際・公共政策大学院長

現在 経済学研究科、国際・公共政策大学院教授

詳細は、

[http://www.econ.hit-u.ac.jp/kenkyu/jpn/staff/introduction/PU\\_tajika.htm](http://www.econ.hit-u.ac.jp/kenkyu/jpn/staff/introduction/PU_tajika.htm)

(b) 社会科学を専門とする大学として研究、教育においてわが国をリードする大学。そのなかで私の務めは、政策研究・教育面で内外に貢献することであると考えている。

## (2)副学長候補者としての基本姿勢

- 
- (a) ご存知のように、本学において副学長職は99年度までの学生部長職を引き継ぐものとして2000年度から導入されたものです。この副学長という職務についてどのようにお考えですか。
- (b) 副学長として選出されたら、学生と大学の間のパイプ役として学生部長と同様の職務を果たしていくことを約束しますか。
- (c) 少ない予算枠や限られた時間の中で、万が一学生と教員の見解が食い違った場合、意見の調整を行い学生の意見・要望の実現のために努めますか。
- 

### 山内

- (a) 現在、副学長は3人いますが、教育・学生担当の副学長が従前の学生部長職を引き継ぐものと考えます。ただし、学内改革、国立大学法人への移行によって様々な側面の変化が見られます。この変革の中で、教育・学生担当副学長の位置づけと職務は学生部長としてのそれとは異なったものになったことは事実だと思います。
- (b) 教育・学生担当副学長が旧学生部長とは異なる面を有するとはいえ、大学側と学生という構図の中では、教育・学生担当副学長が両者のパイプ役を務めるのは当然であると思います。大学は、大別すれば、教員、職員、学生という3つの構成要素からなると捉えられますが、特に学生の考え方、主張、要望等を大学全体の意思決定に活かす役割は教育・学生担当副学長の職務であると思料します。
- (c) (b)で示した役割から、教員側と学生側の意見の調整を行い、学生側の正当な意見・要望については実現すべく努力するが教育・学生担当副学長の役割であると考えます。

### 坂内

- (a) 旧学生部長としての職務を前提としながら、法人化以後の新たな仕事加わったために複雑化しているのが現状と思います。
- (b) 教育と学生支援の諸問題に取り組む中で、学生のみならず、教職員等も加えた大学スタッフの間のパイプ役と考えます。
- (c) 意見の調整は可能な限り行うべきであり、学生の意見が正当であるならば、その実現に努力することは当然であると考えます。

### 田近

- (a) 「副学長職は99年度までの学生部長職を引き継ぐものとして2000年度から導入されたもの」-これは、本学が国立大学法人となったことを反映していない理解であり、正しくない。以下、国立大学法にしたがって、国立大学の意思決定の方式、すなわちガバナンスについて述べ、そのなかで副学長(役員)の選出のあり方について述べる。これは私見というのではなく、国立大学法人法にしたがった一橋大学の意思決定方式について述べるものである。

国立大学は、政府から出資を受けた法人であり、学長が代表して、その業務を総理する。そして、大学の主要事項(中期目標・計画、予算、部局の改廃など)は、学長および理事で構成する役員会で決定される。理事会は、その決定にあたり、大学運営に関しては、少なくとも大学外の委員が2分の1以上と

されている運営協議会が審議を行い、教育研究は、学長はじめ学内の部局長などからなる教育研究評議会で審議される。学長はこうした審議をもとに議題を役員会にはかり、意思決定を行う。

学長の選出は、運営協議会および教育研究評議会から選ばれた同数の委員からなる学長選考会議により選考される。この公開質問状で問題となる、副学長(本学では、理事の一人となっている)についての国立大学法の規定は下記の通りである。

第13条 理事は、前条(12条)第7項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(12条第7項 人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者)

以上が、国立大学法人法で定められた国立大学の意思決定方式であり、一橋大学もそれにしたがっている。ただし、副学長は、大学によっては理事でない場合もあるが、本学では、3名の副学長は全員理事であり、国立大学法人法(第14条)に定められているように、学外からも理事(1名)が任命されている。

したがって、「副学長職は99年度までの学生部長職を引き継ぐものとして2000年度から導入されたもの」ではなく、本学では副学長は役員とされた時点で、「引き継ぐ」という関係は発生しなかった。現在、3名いる学内選出の副学長(理事)の所管が決められ、大別して研究、渉外、教育に分けられているが、各理事は担当業務のみを所管して、その他には関与しないということではありえないと思う。すなわち、大学の最高意思決定機関である、役員会のメンバーとして、大学運営全体に関わる責任を持たされているからである。したがって、教育を所管する理事以外が教育に対して重要な判断をすることもあるし、また、理事の役割から言えば本来そうあるべきである。逆に教育を所管する理事が、大学運営全体に対して積極的に関与していくべきであろう。このように考えると、法人化前の学部長を本学の副学長の一人に対応させているこの公開質問状は、その質問に本来答えることができない者に向けられていると私は考える。

以上が私の本学では理事である副学長職についての理解である。一言でいえば、国立大学はかつての中央省庁のなかの一組織から、独立した法人となったのであり、それ以前の制度を射影することは、本学の前進のためにも望ましくない。

(b) このことについては、(a)で述べた。

(c) 大学として、より具体的には、その意思決定機関である理事会としては、当然のことである。

## 一橋の自治のあり方

### (1)一橋の大学自治

- 
- (a) 「3・1確認書」(1969年3月1日)やいわゆる「権力排除声明」(1969年5月16日)に表わされている本学の「全員構成自治(三者構成自治)」を支持されますか。「大学自治=教授会の自治」という考え方についてどのような意見をお持ちですか。また、今後本学の自治をどのような方向に進めて行くべきだと考えますか。
- (b) 全員構成自治の原則の下で、学生が果たすべき役割についてどうお考えですか。本学における学生の位置付け、及び本学の意思決定への学生参加のあり方について具体的にお答えください。
- (c) 現在、大学と学生との意見交流と情報交換の場として、教育・学生担当副学長と三自治会の代表者が月に一度会合をもっています。この会合を今後も継続・維持していくことを約束されますか。
- (d) 今後、本学の法人化に伴い、文部科学省が、中期目標・中期計画の策定や大学評価の過程などを通じて大学の自治に介入することが懸念されています。仮に、そのようなことがあった場合、いかなる圧力にも屈することなく本学の自主的な立場を明確に主張していくことを約束しますか。
- 

#### 山内

- (a) 教員・職員・学生はそれぞれの立場において主張し、大学の重要な意思決定について影響を及ぼしあうべきであると考えます。教授会がすべての自治を担うというわけではないと考えます。本学全体として、外部の力に負けない主体的な意思決定が可能になる強固なシステムを積極的に構築すべきであると思います。
- (b) 学生は学生の立場と観点から、決定すべき重要事項について主張すべきであり、そのための場と機会が与えられるべきであると考えます。学生の参加は、基本的に築き上げられた慣行と相互理解のもとに行われるべきですが、一方で各主体の立場を効率的に開陳し協議できるシステムを検討するべきであると考えます。
- (c) 可能な限り継続すべきであると考えます。
- (d) 法人化の基本的目的は、各大学独自の意思決定と戦略を重視し、より高度な研究を可能にする環境と優れた教育を提供することであると思います。その意味で、不平等な公的介入はどのようなケースでも認められないと考えます。ただ、そのような権利の一方で、国立大学法人には社会的期待を完遂する義務があり、その意味での今後の運営の責任は重いと考えます。

#### 坂内

- (a) 大学を構成する三者があるべき大学の自治について共通の認識を持つために議論を積み重ね、相互の理解と信頼を得るべく努力することは、本学自治の良き伝統であり、守るべきものでしょう。
- (b) 学生が教育と学問の現場にもっとも深くコミットする一方の主体であることからすれば、大学の方向性に関しての多様な意見をくみ上げることは当然と考えます。
- (c) 会合は継続・維持すべきと考えます。
- (d) かつての古典的な自治介入と圧力は変化しているとの印象を持ちますが、大学の自立したコミュニティとして公平なプライドと見識は守られるべきと考えます。



**田近**

(a) 職員が職員組合を持ち、学生が自治組織を持つことはそれぞれの意思決定に従うものである。その意見に大学も耳を傾けるべきである。しかし、大学は法人化され、大学自治という言葉は適切ではない。国立大学法人・一橋大学は、その運営を独立して決定できる存在であり、その上部の組織に対して「自治」を要求し、守るような組織ではない。世界に冠たる大学にもなれるし、逆に言えば、運営に失敗すれば、倒産＝廃校となる存在であることも、われわれも、しっかり理解しておくべきだと思う。本学に何か守るべきものがあると思ったらそれは大きな誤解である。価値は、生み出さなければならないと私は思う。

(b) これについては、(a)で述べた。

(c) 一般論として、学生から意見を大学が積極的に聞き入れることは当然である。私自身、経済学研究科長であった期間、学生の意見に一生懸命に耳を傾け、また、こちらかも学生に考えを発信した。

(d) 国は本学の出資者であり、出資者が出資先法人の業績を調べ、評価するのは当然である。政府におけるその所管が文部科学省であることは事実であるが、それが望ましくないのであれば、独立、民営化に向けた努力をするべきである。

## (2)学長・副学長選考への学生参加について

---

- (a) 本学では1947年以来、学長・副学長選考に学生が除斥投票を通じて参加してきました。98年の11月に、大学の規約から学生参加条項が削除され、2000年7月4日の大学評議会と学生三自治会との団体交渉に基づいて学生の参考投票制度が確立し、今に至っています。この制度についてどのような意見をお持ちですか。また、今後の学長・副学長選考への学生参加のあり方についてどのような考えをお持ちですか。
- (b) 現在の制度の下では、学生投票で除斥票が2分の1以上に達した場合、候補者本人が自主的に辞退するかどうかを判断することになっていますが、この点についてどうお考えですか。
- 

### 山内

- (a) 2000年7月4日の合意は、社会全体つまり大学を取り巻く環境の変化の中で到達した合意であると思います。その意味で、この合意を出発点として学生参加のより望ましいあり方を検討すべきであると考えます。
- (b) 基本的には個人の判断で行うべきであると思います。

### 坂内

- (a) 2000年7月の合意は尊重されるべきです。その上で、今後も参加のあり方についての議論は継続してよいと思います。
- (b) 個人の自主的判断とすべき、ということでよいと考えます。

### 田近

- (a) これは、学長のリーダーシップのもとに役員会が大学の意思を決定するべきであると思う。私自身は、独立した法人の役員の決め方としてふさわしくないと思うが、決定は役員会が行うべきだ。それを今日まで先送りしてきた責任はある。
- (b) 上に述べた。

### (3)団体交渉・確認書方式について

---

- (a) 学生の団体交渉権の保障が本学の自治にとって欠かせないものだとお考えになりますか。
  - (b) これまで学生と評議会の間で締結された確認書の合意事項を今後も遵守していくことを約束されますか。
  - (c) 法人化に伴い、今まで学生側と団体交渉を行っていた評議会がなくなりました。今後、新たな確認書を結ぶにあたっては、役員会が団体交渉に応じるべきだと学生側は考えていますが、このような意見についてどうお考えですか。また、法人化後も必要に応じて団体交渉を行うことを約束されますか。
- 

#### 山内

- (a) 本学における歴史を踏まえれば団体交渉は重視されるべきシステムであると考えます。
- (b) 学生と評議会との合意事項は、当然尊重されるべきものです。ただ、大学を取り巻く環境や価値観の変化等によってあるべき合意も変容する可能性があり、「よりよい合意」を目指した話し合いは常に続けられるべきであると考えます。
- (c) 学生側の要求も分かりますが、現行方式も十分機能していると思います。今後の検討課題であると考えます。

#### 坂内

- (a) 大学のあり方に関する重要な問題について学生から団体交渉の要求があれば、それは尊重されると思います。
- (b) 確認書の合意は、現行のルールとして今後の話し合いの前提として位置づけられるはずです。
- (c) 現在の役員会の役割がまだ私個人としては十分飲み込めませんが、団体交渉が必要と判断されたならば、それにふさわしい機関が交渉に応じると考えます。

#### 田近

- (a) この点も、学長のリーダーシップのもとに役員会が大学の意思を決定するべきであると思う。私自身は、独立した法人として望ましくないと思うが、決定は役員会が行うべきだ。
- (b) 上に述べた。
- (c) 上に述べた。

#### (4)日の丸・君が代

- 
- (a) 現在、本学では国民の祝日、卒・入学式及び創立記念日には慣行的に、首相経験者・皇族の葬儀といったそれ以外の日には学長の最終的判断に委ねられて「日の丸」が掲揚されています。大学構成員個々人の歴史認識に深く関わる「日の丸」問題についての判断は、学長一人に委ねられるのではなく、全学的な話し合いの場で決定されるべきだと思われませんが、いかがでしょうか。
- (b) 全開庁日の「日の丸」掲揚、卒・入学式の式典場内での「日の丸」の掲揚及び「君が代」斉唱は、現在本学では行なわれていません。こうした慣行を今後も遵守し、学内の反対意見を押し切ってまで強行しないことを約束されますか。
- (c) これまで、国の機関であることを根拠として「日の丸」の掲揚を行なってきましたが、法人化によって国立大学の位置付けが変わり、そのような根拠は失われました。今後の本学における「日の丸」掲揚の根拠及びそのあり方について、どのようにお考えになりますか。
- 

全開庁日……公官庁が開いている、土日・祝日以外の平日のこと。

#### 山内

- (a) 基本的に大学長が判断することは不自然ではないと考えますが、学長が判断にあたって学内の各主体の意見を考慮することは可能であると考えます。
- (b) 特に、現行の方式を変更する必要はないと考えます。
- (c) 国立大学法人は、国の機関の一部という位置づけではなくなりましたが、依然として「国立」であることに変わりはありません。その意味で、根拠が完全に失われたかどうか、私自身は論理的な整理ができておりません。ただ、現状の慣行等を直ちに変更する必要も生じていないと考えます。

#### 坂内

- (a) 掲揚の最終的判断が学長にあるとはいえ、学長一人の独断ではないと考えます。学内各層の意向をくみ上げるプロセスを尊重しての結果であると思います。
- (b) 今後もこの問題にはプライドをもって慎重に議論を継続していく努力をするしかありません。
- (c) 法人化イコールオールマイティ自治ではないという現実を踏まえて、思想の自由を尊重しなければならない難しい問題ですが、ただちに現行の慣行を変える状況ではないと思います。

#### 田近

- (a) すでに何回か指摘しているように、法律に基づいて、法人化した大学においては学長とそれを支える役員会が、こうした問題に答えを出すべきである。
- (b) これも、学長のリーダーシップによるべきだと思う。
- (c) だからこそその学長、役員会ではないのか。

## 学生の勉学生活の環境

### (1)大学教育について

- 
- (a) 現行のカリキュラムに何らかの不備はあると思われませんか。また、あるとすれば、そのような不備を改善する際にどのように学生の意見を反映させていくべきだと考えますか。
  - (b) 履修登録制限(CAP 制)について、制限単位数を引き上げてほしいとの声が学生からあがっています。これについてはどう思われますか。
  - (c) 現状では教員によって成績評価の基準が大きく異なります。就職活動において、大学の成績がポイントとなる場合もあり、これは無視できない問題です。このような現状についてどのようにお考えですか。
  - (d) 学生から web シラバスの使い勝手が悪いという意見があります。これについてはどう思われますか。また、紙のシラバスの復活を求める意見にはどう思われますか。
- 

#### 山内

- (a) 大学の教育は学問の進歩、時代の変化等を反映し常に望ましい方向を目指した改革がなされるべきであると考えます。その意味で、カリキュラムは常に改革の対象であると考えます。カリキュラム改革にあたっては、学生の視点が十分に考慮されるべきであると考えます。具体的には、学生の代表との直接的な意見交換の他、各教員の授業やゼミでの情報収集、授業評価アンケート等を活用し、より広い意見が反映されるべきであると考えます。
- (b) この問題は、私自身後期学務委員であった時期に直接議論に参加しました。その後、カリキュラム等の変更、評価方式の変更等があったこともあり、実情を考えて再度検討することも必要かと思いません。
- (c) この問題は重要な問題であり、早急に改善に取り組むべきであると考えます。現状では、一定のガイドラインが導入されていますが、教員の意識の徹底を図るべきであると思えます。
- (d) この問題も早急に改善すべきであると考えます。

#### 坂内

- (a) カリキュラムは本学の教育伝統や社会的使命、教員個人の中長期的パースペクティブや理念をはじめとするさまざまな条件で発案されます。また、学生諸君のニーズ(皮相なものではなく、根源的な)や時代・社会の要請と変化に対応する必要もあります。したがって、この双方の交差点を模索すべく、時間がかかっても多様な議論が積み重ねられるべきと考えます。
- (b) 学生の意見に十分配慮しながらも、学内での議論の流れと現状分析を見て検討すべき問題と思います。
- (c) 質問の具体的意図が不明です。全体として「甘い」、かつての成績評価が次第に「平準化」されてきたかの印象を持っています。
- (d) WEB シラバス開始からまだあまり時間が経過していないので、学生・教員とも使い勝手が悪いとの意見は多いと思います。出来る限りの改善の工夫が必要でしょう。

**田近**

- (a) 経済学部、同研究科の教員としては、英語教育にもっと重点をおくべきだと思う。また、他大学や組織での勉学の成果をもっと、学内単位とするなどの工夫があってもよい。教員に直接働きかけてほしい。
- (b) きちんと出席して、バランスよく履修するという観点からは、必要であると思う。それ以上の実態については、情報を持っていないので回答は控えたい。
- (c) 経済学部、同研究科では、一定人数以上の科目は、成績分布に気をつけて採点するようにしている。問題があれば、検討すべきだ。
- (d) 実態を見ての判断だと思う。

## (2)学内におけるセクハラ問題について

---

昨年度、院生自治会が行なった全院生に向けたアンケート調査によると、回答者(全体の13.5%)のうち、明らかにセクハラと分かる項目である「性的関係の要求」「性的な接触」「態度や言動を性別と結びつけた批判・評価」について、自分が被害にあったと回答している人がそれぞれ回答者数の6.60%、3.77%、8.49%となっており、全ての被害者が女性です。一橋大学ではセクシュアル・ハラスメントのガイドラインが定められていますが、このように、セクハラは相変わらず問題として残り続けています。今後どのような対策が必要であると考えますか。

---

### 山内

セクシュアル・ハラスメントの問題は、人の尊厳にかかわる問題であり教職員、学生の隔てなく厳に戒められるべき問題であると思料します。もちろん意図的にセクハラ行為を行うことは言語道断ですが(必ずしもないとは言えないと思います)、セクハラと意識せずに結果的にセクハラになっているケースも少なくないと考えます。現状では、セクシュアル・ハラスメントのガイドラインの導入等により、どのような状況がセクハラであるのかについて、ある程度理解は進んでいると思われませんが、このような理解度をさらに高めるべく努力が必要であると考えます。

### 坂内

問題点の洗い出しをする一方で、まずは、現在の対策システムをより効率的・実質的に機能させていくべきでしょう。

### 田近

セクハラが大きな問題であることは、理解している。教員、職員、学生のすべての関係において問題が発生しうることも理解している。被害を受けた人を救済できる仕組みをもっと検討するべきだと思う。具体的には、制度としてすでにあるが、守秘性を厳守した上で、悩みを聞くことを強化すべきである。ただし、一方的にはないことも重要である。

### (3)大学院生の研究環境

---

- (a) 大学院重点化とともに院生数はここ6年で800人から1,978人(2006年5月1日現在)へと増しているのに対し、新研究棟の研究室は固定538机、キャレル200机しか用意されておらず、「一人一機の原則」が遵守されているとはいえない状態です。今後、研究環境の向上のため「一人一機の原則」をいかにして実現していくお考えですか。
- (b) 新研究棟内にはホルムアルデヒド、キシレン、トルエンなどシックハウス関連有害物質が存在しており、大学による2006年5月の検査ではホルムアルデヒドの数値が厚労省の基準値を初めて越えました。現在、化学物質過敏症と思われる院生に対して、第二研究館に代替研究室を確保しています。当初は3部屋でしたが、シックハウス症候群と思われる院生が増加し、現在は10部屋になっており、早晚部屋が不足する見込みです。また、椅子などの付属設備も老朽化して使い物にならないものが多くなっています。第二研究館の代替研究室の量的・質的拡大を必要に応じて行なって頂けますか。
- 

#### 山内

- (a) 大学院生の研究環境の悪化は十分考慮すべき問題であると考えます。ただし、「一人一機の原則」は実現できれば望ましいことですが、率直に言って簡単には実現できないというのが現状であると思います。今後、実現可能な範囲内でできる限りの環境改善を図ってゆくべきであると思います。
- (b) この問題については、実情を十分に調査しつつ対応すべきであると考えます。特に、最近、学内に施設マネジメント委員会が発足したこともあり、全体的な施設計画と整合させながら検討すべきであると考えます。

#### 坂内

- (a) 実際の利用状況や院生の多様な要求に十分配慮しながら改善策を求めていくべきと考えます。
- (b) 実態を適切に把握した上で、シックハウスに必要な対応が取られることは当然です。第二研究館の代替利用は大学施設の全体的運用計画の中で考えられるべきです。

#### 田近

- (a) 私自身は、アメリカの大学で大学院教育を受けたが、明るい、清潔な雰囲気の中のオープンな机(キャレル)が一番いいと思っている。個室に数人が入る仕組みは、閉鎖的であると思っている。机を一人一人に割り当てる必要性はないと思う。それでも多くの机が必要だと思うが、利用と比べて、そうした環境となっているのか、実態の調査が必要だと思う。
- (b) 健康管理が重要なことは言うまでもない。そのうえで、対策は上で答えた。



#### (4)大学院生の生活環境・就職問題

- 
- (a) 学費の高騰や奨学金の削減によって、経済的な困難に直面する大学院生が増加してきています。多くの院生がアルバイトなどに追われる生活を送っており、研究に十分専念できない状況にあるといわれています。そうした現状と対策についてのお考えをお答えください。
- (b) 院生数の急増に対応して OD(オーバードクター)問題は年々深刻になってきています。OD 対策に対して大学側が採るべき対策を何かお持ちですか。
- (c) 大学院修了者が必ずしも研究職ポストを得られない状況に鑑みれば、大学院生(及び進学希望の学部生)に対するキャリア支援活動は非常に重要に思われますが、どのような施策を考えていらっしゃいますか。
- 

##### 山内

- (a) 大学院生に対する金銭的な支援については、奨学金だけでなくTA、RA等の教育、研究に係わる形で支援、COE資金による研究補助など多様な手法があり得ると考えます。商学研究科では、産学連携事業の中で院生に対する奨学金や研究費の補助制度を設けていますが、この種の手段も拡大する努力が必要であると考えます。
- (b) OD対策については、個々の指導教員や関係教員がすべきこと、研究科として構造的にすべきこと、大学としてなすべきことに分けられると考えます。ここでは、前二者について記述します。個々の教員に対しては、大学院生に対する指導と責任体制を強固にすることを要望します。ただ、指導教員一人ですべての大学院生の就職の責任を持つことは難しい面もあることから、エリアや専攻等において教員同士の情報交換、協力体制を築くことが必要であると考えます。商学研究科で見ている限り、成功している分野はこのような協力体制が確立しているように思われます。研究科としてできることは、例えば特別研究助手の制度をジュニア・フェローとして教員としての第1歩を踏み出せるようにしましたが、このような期限付き教員を活用することがあります。また、大学院研究者養成コースのカリキュラムにコースワーク的な要素を導入することによって、大学院生の研究・教育の範囲にある程度一般性を持たせることも可能であると思います。実際、商学研究科ではこのようなカリキュラム改訂を予定しています。

##### 坂内

- (a) 大学院生のみならず、学部学生についても経済的困難の問題は深刻化しているという認識を持ちます。教育と研究の両面でのレベル低下にならぬよう大学として配慮する必要がありますが、今のところ具体的対策は考えられません。
- (b)(c) 大学院課程がイコール研究者養成となっていない現状も十分考慮すべきと考えます。研究者としての就職の支援は当然必要ですが、具体的な施策は今のところ思い当たりません。基本的には「急がば回れ」、良質の教育・論文指導を地道に継続するしかないと思います。

##### 田近

- (a) 実態の把握を最優先すべきである。大学も実態の把握に努めると同時に、学生側も「研究に十分専念できない状況にあるといわれています」というのではなく、問題として指摘する以上、実態調査を行い、結果を示してほしい。

(b) まずは、いい仕事をする事だと思ふ。大学というか、教員としては、いい仕事ができるように指導することだと思ふ。

(c) その通りだと思ふ。その際、研究職だけが仕事でないことを銘記すべきだと思ふ。この点は、教員と学生双方の自覚をもっと高め、努力するべきだ。

## (5)留学生への支援

---

奨学金の種類と金額が減りつつあり、法人化に伴い授業料も引き上げられました。その結果、私費留学生は生活の面で大きな困難にあい、きついアルバイト生活を余儀なくされる人が増えています。その影響で勉学に専念できなくなってしまうことが起きています。私費留学生を支援するための新しい政策や提案はありますか。

---

### 山内

具体的な提案を持ち合わせていませんが、院生に対する支援と同様、努力している留学生には外部資金等の形での財政支援を行う可能性があるかもしれません。

### 坂内

これは留学生のみに限らないと思いますが、これまでの本学の学生支援努力についてはそれなりに評価されるべきと考えます。ただし、現実はそれ以上の早さで進行していると思いますので、大学がさらに取り組むべき課題でしょう。

### 田近

ここでも、指摘の根拠が弱い。私も私費留学生を抱えて、相談に乗っている。大学全体として論じるには、ここでもっと実態の把握に努めるべきだ。これは、学生のほうも、協力して調査にあたってほしい。

## 学生の自主活動

### (1)学生の自主活動の意義

- 
- (a) 学生の自主活動は、施設や予算の面で十分とはいえない状況です。これに対して、学生大会の決議などでさまざまな改善要求が出されていますが、今後この問題に関して具体的にどのように取り組んでいかれますか。
  - (b) いままで物品・教室の貸し出しや、現物支給、コピーカードの配布など、学生への支援が行われてきました。しかし大学予算の逼迫に伴い、これらの支援が削減されるのを危惧する声が学生からあがっています。今後もいままでどおり支援を続けられることを約束されますか。
  - (c) 現在、課外活動施設の学生による自主管理が認められていますが、今後もこの方針は維持されますか。
  - (d) 学内の宣伝物配布やピラ貼りについて、学生の自由は尊重されますか。
- 

#### 山内

- (a) 学生の課外活動は重要な学生生活の一部であると認識し、支援したいと思います。
- (b) 文部科学省からの運営費交付金は原則として毎年1パーセント削減される状況にあります。しかし、本学の方針として、教育関係経費についてはその影響が出ないように努力することとなっており、この方針は今後も堅持されるものと考えます。
- (c) 施設の保全と適切な運営という義務が維持されている限りにおいて認められると考えます。
- (d) 場所等に関するルールの範囲内で学生の自由は尊重されるべきであると思います。

#### 坂内

- (a) 大学が学生の課外活動を、それが本来の大学生活の質向上に寄与するものならば、支援することは当然と考えます。
- (b) 学内の関連部所との調整をはかりながら、支援は維持すべきと考えますが、一方的な既得権要求では困ります。一例として、土曜日・日曜日の教室・機器利用の後の「惨状」については猛省を求めます。
- (c) 学生諸君の良識と責任感を信頼してのことであり、それを前提として認められるべきと考えます。
- (d) 一方的な規制はなされるべきではありません。しかし、表現の自由とは無縁で、あまりにも勝手に過剰なピラや宣伝物配布にたいしては学生諸君自らが自制したり、議論すべきです。

#### 田近

- (a) 学生大会の参加度を見ていると、学生の総意が見えない。なんでもあれば、ベターだが、予算の範囲でギリギリなくて困るものなど、具体的に根拠とともに示してほしい。
- (b) 上に述べた。
- (c) その必要性、また問題点を調べてから考えたい。
- (d) 上に述べた。

## (2)施設・サービス問題について

- 
- (a) 小平キャンパスの課外活動施設は老朽化が進んでおり、いまだに本格的な対策が打たれないままです。このような現状についてどのようにお考えですか。
- (b) 現在、学生から各種施設の利用時間の延長を求める声があがっています。特に、教室・プリントセンター・教務課・学生支援課の利用時間延長と図書館の24時間開館が強く求められています。このような要望に、どのように応えられますか。
- (c) 同様に、休日の学内施設の利用にも改善の声が上がっています。特に、ゼミで教室を利用する学生からは教室のエアコン使用の許可が、一人暮らしの学生からは情報棟の休日開館が求められています。このような要望には、どのように応えられますか。
- (d) 現在、大学にはまた各種学生支援施設・制度が充足しつつあるにもかかわらず、その多くは学生に知れわたっていません。また新歓期にも、多くの新生から単位制度の説明の不備が指摘されました。こうしたさまざまな広報活動の不足についてどのようにお考えですか。
- 

### 山内

- (a) 予算の関係等もあり簡単ではないと思いますが、可能な限り施設の更新に努めるべきだと思います。
- (b) 欧米の大学においては図書館等のサービス時間を24時間体制としていると聞きます。できる限り利用者の要望はかなえるべきであると思いますが、一方でそれに対して多額の費用や人的な努力が必要になることも事実です。要は、要求の緊急性とそれによってもたらされる便益を十分に吟味した上で、可能な場合にはサービス拡大を検討することになると思います。
- (c) 具体的な要望度合いの大きさと、緊急性、実施の可能性を十分に把握した上で対応します。
- (d) 現状でもかなりの労力を費やして広報活動が行われていると思います。不十分との認識が持たれるのであれば、より効率的な広報の体制、受け手側(学生)の積極姿勢を引き出すインセンティブ・メカニズムの導入などが考えられると思います。

### 坂内

- (a) そうした要望と利用状況を十分検討した上で、改善のために努力すべきと考えます。
- (b) 各所の具体的な管理体制が違うはずですから、全体として一括の利用時間延長はただちに可能ではないでしょうが、検討の余地はあると思います。ただし、その際、上記・(1)(b)が考慮されなくてはなりません。
- (c) (b)に同じです。
- (d) たしかに広報活動の不足はあると思います。新学期オリエンテーションの充実の他、有効な措置が取られる必要があるでしょう。

### 田近

- (a) 状況を把握して考えたい。
- (b) 上に述べた。
- (c) 上に述べた。
- (d) もしそうであるなら、改善すべきだろう。

### (3)学園祭に関する諸問題

- (a) 今後も1994年1月19日付確認書(6・8確認書)の規定を遵守し、KODAIRA 祭の開催を保障していくことを約束しますか。
- (b) 国立キャンパス内で全学祭である一橋祭と、新入生歓迎行事の一環であるKODAIRA 祭という2つの学園祭が開催されていますが、この2つの学園祭の維持・発展に協力していこうと思われませんか。
- (c) 一橋祭、KODAIRA 祭の開催の意義をどのようにお考えですか。また今後も休講申請は認められるべきだと思われませんか。

#### 山内

- (a) 確認書に基づいて執り行われるべきであると考えます。ただし、学内には一橋祭とKODAIRA祭の見直しを求める声があることも承知しています。次の問にも関係しますが、KODAIRA祭については、意図と効果についてより明確な形を求めるべきであると思います。
- (b) (a)で述べたように、特にKODAIRA祭については、当初目的がより効果的に達成されるよう内容等を改善するという意味で、発展に協力する意思があります。
- (c) KODAIRA祭については新歓のイベントであり、フレッシュマンが学校の状況に慣れ親しむ、そのような効果のある方向で検討されるべきと考えます。一橋祭については全体の学園祭としての意義を持っていると思いますが、個別のゼミの研究発表がもう少し積極的に行われる、あるいはそのような場を増やせばより教育効果が増大すると思います。

#### 坂内

- (a) 確認書を前提として、必要に応じて議論は継続すべきと考えます。
- (b)(c) 学園祭の意義そのものに疑念はありませんが、それは確認書があるからではなく、その意義の不断の検証と「再創造」が条件となります。大学の教育体制全体の中での議論が求められます。ちなみに、民俗学徒のはしくれとしては、大学という場における「祭の維持・発展」の中身があまりよくわかりません。

#### 田近

- (a) これも学長のリーダーシップの問題の一つだ。私としては、せっかく新学期が軌道に乗ってきたところで、勉強の時間を祭に割くことは、とても惜しい。もっと、勉強してもらいたい。世界の学生が競争している現状を考えると、夏も秋もお祭りではやっていけないと思う。学生が得るもの、失っているものの判断だ。質問自身が、昔の権利を守る姿勢で、前向きではないと思う。もっと、勉強したい、教員ももっとしっかりやってほしい、そういう会話を学生としたい。
- (b) 上に述べた。
- (c) 上に述べた。

## 大学改革について

### (1)研究科間における研究環境の不均衡について

一橋大学では各研究科の発足時期が異なり、旧来の予算配分が未だに大きな影響を及ぼしています。このような経緯から、研究科間での研究環境に差が出てきます。ジュニア・フェロー制度に関しては、商研：定員5人(任期1年)、経研：定員2人(任期1年)、法研：定員4人(任期2年)、社研：定員3人(任期2年)、言社研：無し、となっており、研究科によって大きく異なります。このような研究科間の差を是正する新たな措置が必要であるとお考えですか。必要ある、なしに関わらず、その理由もお聞かせください。

#### 山内

ジュニア・フェロー制度の導入にあたって、商学研究科では、より多くのポスト・ドクターの院生に教育的な実績を積み重ね、その後のキャリア形成に資するものとしようという意図で、5人という定員を採用しました。ただし、その分、年間に支払われる給与額が他の研究科よりも低いはずですが、過去の経緯や惰性的な予算配分によって、研究科間の研究環境に大きな差が出ることは確かに問題ですが、一方で、各研究科はそれぞれの研究・教育内容、就職等の状況に応じて、ある意味戦略的に制度を構築していると思われます。したがって、その結果として生じる差異は、ある意味でやむを得ぬものと思います。商学研究科は、来年度より博士後期課程の入学定員を削減しますが、これは真の研究者を少数精鋭のもとに育成しようという意図であり、逆にそれを埋め合わせる形で修士課程の定員を増加させるために、率直に言って教員の負担は増えることとなります。ただ、今後の就職環境等を考えるとそれが望ましい方向であると考えております。(因みに、博士後期課程については、現状で定員充足が未達であり、受験の難易度という点では大きな変化はない。)

#### 坂内

質問の趣旨がよく分かりません。各研究科内部の制度設計それ自体に関しては、それらを一方的に平準化する措置はとりあえずは必要ないと考えます。

#### 田近

ジュニア・フェロー制度の発足に関わったものとして、その充実にもっと努めるべきだと思う。OD対策など、後ろ向きな姿勢ではなく、若手研究者の育成のシステムを大学としてもっと検討するべきだと思う。部局で差があるのは、結果としてであり、それをみて学部局が判断すればいい。横並べにする必要性はない。しかし、ジュニア・フェロー制度自身は、大学の次の世代に関わる問題であり、大学も真摯に受け止めるべきだと思う。

## (2)法科大学院について

- 
- (a) 法科大学院の授業料は年間80万4000円(2006年度)と他研究科の53万5800円(同)より高額となっていますが、この差は妥当なものと考えますか。何らかの是正措置を取る余地はあると考えますか。
- (b) 法科大学院における授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修・研究(いわゆるファカルティ・ディベロップメント)について、有効に機能していると評価していますか。
- (c) 法科大学院は実務法曹だけでなく研究者養成の役割も担っていますが、現行の研究者養成カリキュラム・指導体制について十分と言えると考えますか。
- 

### 山内

- (a) 今後は、国立大学法人といえども、研究・教育に要する費用等を勘案して授業料に差異が生じる事態が起こりえると思います。法科大学院については、具体的にどのような教育をされているか、それにどれほどの費用を要するか、詳細に理解しておりませんので、現行の授業料が妥当であるかどうかについて正しい判断を行う自信はありません。
- (b) これについては、判断する知識を持ち合わせておりません。
- (c) これも同様です。ただし、本年の司法試験合格率からすれば、きわめて適切な教育が行われていると思料いたします。

### 坂内

- (a)(b)(c) 現時点でこれらのことについて、考えるに足る十分な材料と情報を持ち合わせていません。

### 田近

(a) 学部、大学院、とくに専門職大学院にあっては、今の授業料で教育していくことに多大の困難がある。それでも、膨大なつげが、国からの補助金として支払われている。そして、その国も借金だらけだ。大学だけが、他の予算に先立って、補助金を受ける根拠はない。より現実的に言えば、同じ大学教育でも私立ではもっと高い入学料や授業料などをとっている。そうしたコストをはらっている同年代の多くの学生がいること事実である。ましてや、大学にいかない人たちは、自分の入っていない大学の学生のために税金を払っている。私は、われわれが、気がつかないうちに特権的な利益を享受していることをきちんと理解するべきだと思う。

したがって、国立の授業料は高いとは思わないし、専門職法科大学院でさらに多くの授業料がかかることはやむを得ないと思う。

- (b) 状況を知らないなので、回答できない。
- (c) 上に答えた。



## 学費・奨学金について

### (1)高学費問題について

- 
- (a) 一橋大学を含めた国立大学法人の2006年度の初年度納付金は、81万円7800円(入学金28万2000円、授業料53万5800円)であり、非常に高額となっています。こうした現状に対してどのようにお考えですか。
- (b) 法人化に伴い、文科省が学費の標準額を決め、各大学が標準額の110%を上限に学部ごとに決められることになりました。しかし、昨年度、他の国立大学では、学費の据え置きなどの措置が行われていた中、本学では、学費が1万5000円上げられてしまいました。一橋大学では、学部、大学院を通じて、任期中これ以上の学費値上げは行わないことを約束されますか。また、学費の値上げの決定の際には学生の意見を十分に反映していただけますか。
- 

#### 山内

(a) 大学生の子(私学理科系)を持つ親として、大学の入学金、授業料は低いほど有り難いものと考えます。教育、特に高等教育が持っている社会全体に対する正の外部効果を考えれば、大学に対してより多くの助成が実現されて当然という意識も持っております。ただ、現下の財政事情を勘案すれば、一定程度の費用負担は致し方ないところと思います。このような中で重視されるべきは、真の意味での弱者に対して十分な援助が適切に届いているかであり、その意味での費用負担の是正は必要であると考えます。

(b) 効率的な運営により、学費の値上げはできる限り避けるべきであると考えます。仮に学費を改定する場合には、学生に対する説明責任は必須であると考えます。

#### 坂内

(a) 正直言って、高いという印象があり、しかるべき財政支援が社会的に必要であると思います。

(b) 教育・研究の質を確保し、適切な学生支援を継続することを考えると、厳しい判断が求められますが、可能な限りおこなうべきではないと考えます。

#### 田近

(a) この問題は、Vで答えた。

(b) 学生とも大いに意見を交換したい。

## (2)奨学金について

---

現在の奨学金制度について、どのようにお考えですか。学部生と院生それぞれについてお答えください。

---

### 山内

上述のように、教育の負担が相対的に増大する中で、奨学金制度の果たす役割は大きいと思います。日本学生支援機構の奨学金制度においては、奨学生数の拡大、無利子奨学金枠の拡大等が期待されます。大学独自の奨学金の導入については、実現を視野に入れて議論されるべきだと思いますが、それには法人自体の財政基盤を強化する必要があります。早急にできることとして、外部資金による奨学制度と斡旋の拡大(産学連携事業等の資金も対象になり得ます)、それから真に援助を必要としているものが対象となるよう選考基準の改善すること等が考えられます。

### 坂内

良質な学部生・院生を集めるためには、奨学金の充実は大学として不可欠な課題です。民間の奨学金のさらなる開拓などはさしあたっての急務かもしれません。選考基準として成績と経済状況のバランスをいかに考えるか、選考基準の透明性をいかに確保するか、など多くの問題があることは承知しています。

### 田近

奨学金は、機会を広げることは重要だと思う。しかし、それは低利の貸出しであるので、これまでの奨学金の返済の実態調査、債務返済の厳格化が必要である。

### (3)授業料免除について

---

(a) 学生からの需要が高まっている授業料免除ですが、免除実施可能額(授業料収入の全体に占める免除可能な割合)がH13年度では、6.3%であったのがH16,17年度では5.8%に低下しており、実際に免除を許可される人数もH13年度では802名だったのがH17年度では705名に減少しています。これまで免除がなされていた学生・院生が保留もしくは却下されることもあります。

学生からは制度拡充を求める声も上がっていますが、こうした実態をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。また、選考基準のあり方についてどのようにお考えですか。

(b) 本学の授業料免除制度では、奨学金も所得計上することになっています。しかし奨学金はアルバイト等の給与収入と同様に扱うか、少なくとも「貸与」奨学金については所得計上から除くべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

---

#### 山内

(a) できる限りの財政措置を望みます。

(b) どちらも一定の論拠を持つと思いますが、具体的な効果等について検証したいと思います。

#### 坂内

(a) 具体的データを見ていないので、ただちに判断はできませんが、今後さらに減少することには大きな危惧を感じます。

(b) 詳細に通じておりませんが、現時点での学生の経済状況を把握するためだと思います。

#### 田近

(a) 問題点の所在自身はすでに答えた。国立の大学生だけに補助金を増大することは、困難な状況にあっては、選考にあたって、厳正な資力テストと成績判定が必要である。

(b) 貸与であっても、実質的には利子率はかなり低いので、同一に扱うことに特段の問題はないと思う。

## その他

### (1)高等教育予算

---

現在、法人化のもとで、国が各大学に交付する予算(運営費交付金)を毎年削減する計画を政府が進めています。各大学でも、運営交付金の内、専任教員の人件費以外の部分を毎年1%削減することとなります。今後の運営費交付金のあり方及び本学での削減対象分野についてどのようにお考えですか。

---

#### 山内

上述のように、現在の執行部の方針は教育関連経費については削減対象としないという方針を持っており、これは適切なものと思います。政府支出のうちで、施設整備費のような資本的支出を削減するならばまだ理解できますが、経常的予算である運営費交付金を一律に削減するという方針は乱暴な施策であると思います。もちろん、大学の運営も効率化に努めよというシグナルではありますが、大学としては、このような措置に異論を述べるとともに、効率化の徹底によりこれに対処することが肝要ですが、一方で、場合によっては、運営費交付金、授業料収入以外の収入源を模索することを考える必要があるかもしれません。

#### 坂内

政府から与えられた制度の中で、大学としての大いなる工夫と努力が求められると考えます。その際、本学の伝統であり、レベル維持の原動力となってきた研究・教育・事務それぞれの面で、ただちに成果が見えてこない基礎的な分野が安易に削減対象になることには反対です。

#### 田近

すでに答えたことでこの質問にも回答していると思うが、国立大学の補助金を聖域化することは困難である。本学独自の取り組みの強化などを図るべきだと思う。

## (2)出張費・タクシーチケット不正使用の不祥事について

2005年12月大学より、4年間にわたる本学教授の出張費不正流用の事実と、当該教授に対する停職6ヶ月の処分が発表されました。さらに2006年8月には、本学研究支援課長がタクシーチケットを1年間にわたって不正使用していたと報道されましたが、大学の公式見解および処分ははまだ発表されていません(2006年9月19日現在)。

- (a) 出張費を不正流用した本学教授に関しては、氏名だけでなく所属部署すら公表されませんでした。一般に大学の不祥事に関して、最低限所属部署は公表されており、本学の対応は極めて異例の事態です。大学が守るべき情報公開・説明責任の原則に反すると思われませんが、いかがでしょうか。
- (b) 出張費不正流用事件に関しては、教授会を介さずに、学長が処分を決定したとされています。しかしながら、大学教職員の処分に関しては、例え規則で要求されていないとしても、教授会の議論・意見が尊重されるべきだと思われませんが、いかがでしょうか。
- (c) 出張費不正流用事件後に大学は、実態調査の実施、および再発防止策として内部監査室の設置などを発表しました。しかし今度はタクシーチケットという別の領域で不正が発覚した以上、もはや個別領域ごとではなく、大学の業務全般にわたって、予算の適正使用に関する制度的かつ実効的なチェックが必要であると思われませんが、いかがでしょうか。

### 山内

- (a) 私が知り得る限り、本件は、問題となった金額の多寡、行為に至る経緯等を勘案すれば、個人情報保護の観点からも適切な扱いが行われたと判断します。
- (b) (a)と同様の理由で、より広い場での議論になじまないと判断します。
- (c) 場合によってはそのような措置が必要になる可能性もありますが、少なくとも私が体感する限り、旅費の不正が起こって以降、出張に関する事前、事後のチェックはかなり厳格なものになりました。もちろん、泥縄的な対処で十分なはずはありませんが、多くの側面についてきちんと見直すには時間がかかると思います。重要なことは、今後も継続的に問題意識を持ち続けることであり、絶え間のない改善が必要であると思います。

### 坂内

- (a) 個人情報とプライバシーの点との関わりから、「極めて異例の事態」とは必ずしも思いません。
- (b) 現時点では、詳細に通じておりません。もしかして、夏期休暇が関係しているかとも思います。
- (c) 大学業務全般にわたるチェックが必要かどうかの判断は別に議論されるべきと考えます。

### 田近

- (a) 大学のホームページで処分の発表は行われたが、指摘の通り、私には情報が不十分であったと思う。
- (b) 教授会でも、職員の集会でももっと議論すべきあり、教員、職員全員襟をただすべきであると思う。
- (c) そのとおりであると思う。

### (3)寮問題

---

- (a) 小平キャンパスおよび国立にある「国際学生宿舎」の管理運営について、これまでに大学側と三つの寮委員会とのあいだで形成されてきた合意に基づき、寮生・学生の要求が反映されるように努力していきますか。また、学寮のあり方や寮生の自治について何かお考えがあれば、自由にお答えください。
- (b) 小平の「国際学生宿舎」では、供用開始以来、シックハウスと思われる症状を訴える学生が続出しています。2006年春には北里大学病院で寮生が検査を受け、症状が確認されました。しかしこの問題にたいする大学側の対応は、予算上の制約もあってか未だ十分とはいえない状況にあります。シックハウス問題について寮生からの要望を聞き、積極的に取り組むことを約束して頂けますか。また対応策についても可能な限り具体的にお答え頂ければと思います。
- 

#### 山内

- (a) 学寮に関する合意がある以上、合意に基づいて運営されるべきであると思います。
- (b) この問題については、事情を十分に把握した上で対処したいと思います。

#### 坂内

- (a) これまでの合意には、文言でなくとも、大学側からの問題提起も多く含まれてきたはずですが。相互の理解努力の中で寮空間が運営されてきたし、今後もそうあるべきと考えます。
- (b) 実情を適切に把握した上で、十分な対応が必要であると考えます。

#### 田近

- (a) 状況を調べてからの判断としたい。
- (b) 上に答えた。

#### (4) 朝鮮学校出身者の受験資格問題

---

現在、朝鮮学校出身者の国立大の受験資格は、各大学独自の個別審査に委ねられています。京都大学では、2007年度入試より、すでに資格を認定した学校については、出身教育施設の規則やカリキュラムの書類の提出を求めず、入学者選抜要項に学校名も明記することになりました。「平成16年度 京都朝鮮中高級学校、東京朝鮮中高級学校、平成17年度 大阪朝鮮高級学校」があげられています。九州大学では、すでに2年前から同様の措置が取られています。

一橋大学では、希望者個人の学習歴の内容が「高校の学習指導要領に準じていること」を条件としていますが、学校単位で受験資格が認められる他の外国人学校の出身者(例えばアメリカンスクール)と比較しても、資格基準に公平性を欠いていると考えられます。また、学習歴の内容について証明することを受験希望者個人に課すならば、他の受験希望者に比して、朝鮮学校出身者に不必要な負担を課すことになります。この問題について、公平性と受験者希望者個人の負担軽減という観点から、改善策を講じる意向はありますか。ご意見をお聞かせください。

---

山内

基本的に現行の方針で問題ないと思いますが、運用の改善について議論する余地はあると思います。

坂内

とりあえずは現行の条件で進めながら、さらなる改善策への努力を続けるべきと考えます。

田近

状況を調べてからの判断としたい。